

◎ 水俣病被害の救済に関する特別措置法案新旧対照表

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考〔略〕			
法 律	事 務	法 律	事 務
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
水俣病被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第 号）		第四十条の規定により都道府県が行うこととされている事務 〔新設〕	

改正案	現行
<p>第十五条〔略〕</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項又は水俣病被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第 号）第三十条第一項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見</p>	<p>第十五条〔略〕</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三第三項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十条第五項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十四条第一項又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護</p>

を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者自立支援法第七十三条第四項又は水俣病被害の救済に関する特別措置法第三十条第二項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
〔略〕

法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十四条の二十一及び母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八條の十五の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
〔略〕

4 基金は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、保険者、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣、環境大臣若しくは都道府県知事とそれぞれ契約を締結するものとする。

5
〔略〕

4 基金は、前三項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、保険者、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事とそれぞれ契約を締結するものとする。

5
〔略〕

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
提供を受ける国の機関又は法人 百二十 環境省	事務	提供を受ける国の機関又は法人 [新設]	事務
百二十一 独立行政法人環境再生保全機構 百二十二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四十八条に規定する試験機関	[略]	百二十一 独立行政法人環境再生保全機構 百二十二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四十八条に規定する試験機関	[略]
	水俣病被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第 号）による同法第十七条第一項各号に掲げる給付の支給又は同法第十八条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの		

百二十三 人事院若しくは国家
公務員災害補償法（昭和二十
六年法律第九十一号）第三
条第一項に規定する実施機関
又は防衛省

〔略〕

百二十二 人事院若しくは国家
公務員災害補償法（昭和二十
六年法律第九十一号）第三
条第一項に規定する実施機関
又は防衛省

〔略〕

○公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）（抄）（附則第六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第百十一条 第百六条第二項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第七十五条第一項第一号及び水俣病被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第 号）第三十八条第一項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、環境大臣の所轄の下に、公害健康被害補償不服審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第百十一条 第百六条第二項及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第七十五条第一項第一号の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、環境大臣の所轄の下に、公害健康被害補償不服審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。</p>

改正案	現行
<p>（中央環境審議会） 第四十一条〔略〕</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十四年法律第十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律</p>	<p>（中央環境審議会） 第四十一条〔略〕</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十四年法律第十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律</p>

3
・
4
〔略〕

第四号)、生物多样性基本法(平成二十年法律第五十八号)、愛
がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第
八十三号)及び水俣病被害の救済に関する特別措置法(平成二十
一年法律第 号)によりその権限に属させられた事項を処理
すること。

3
・
4
〔略〕

第四号)、生物多样性基本法(平成二十年法律第五十八号)及び
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律
第八十三号)によりその権限に属させられた事項を処理するこ
と。

<p>改正案</p>	<p>（所掌事務） 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十一 〔略〕 十一の二 水俣病被害の救済に関すること。 十二〇二十五 〔略〕</p>
<p>現行</p>	<p>（所掌事務） 第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十一 〔略〕 〔新設〕 十二〇二十五 〔略〕</p>